基本選挙人名簿が永久選挙人名簿に

一、改正の大要

現行の選挙人名簿は、毎年定時に職権により調整される基本選挙人名簿と選挙の際選挙人の申出に基づいて調整される、補充選挙人名簿からなっており、最近に於ける急激な人口の移動、社会生活の複雑化の傾向は選挙人名簿の適正な調整を次第に困難ならしめ、脱漏や誤載二重登録等のあやまちを生ぜしめ、制度上の欠陥として、かねて批判の対象となりその改正が強く要望せられるに至った。

この点については、選挙制度審議会に於て現行の選挙人名簿制度を、抜本的に改正する必要を認め、二月十五日永久選挙人名簿制度要綱を決定し、国会に提出され本案は、四月十五日国会を通過したのであります。

(1)選挙人名簿はカード式の永久据置きの名簿とし、当初の名簿調整後は毎年三月一日までと、九月一日までの二回、定時に追加登録を行う制度を採用しました。従って、選挙人は随時選挙人名簿の登録の申出が出来る、申告主義を原則とし、住所移転者が登録の申出をしようとするときは、選挙人名簿の登録の異動に関する文書を提出しなければなりません。選管は毎年三月一日と、九月一日までに、申出のあった者につき、あらかじめその選挙資格を調整し、縦覧、異議の申出を経た上、三月三十日と九月三十日に選挙人名簿に登録します。

(2)永久選挙人名簿採用に伴う移行の経過措置については、当初の選挙人名簿は、全世帯について、選挙人の資格を一斉調査し、その結果に基いて現行の選挙人名簿に必要な修正を加えて、正確に調整しなおし、一定期間縦覧の上これを政令で定める日に、永久選挙人名簿とする。

二、改正の説明

(1)基本選挙人名簿　補充選挙人名簿は廃止して、永久選挙人名簿（カード式）一本となりました。

(2)選挙人名簿登録の申出は、選挙人資格要件を具えるものであって、随時行うものとし、住所移転者は移転に関する書類を提出する。

(3)登録すべき者の決定は三月一日及び九月一日までに、登録の申出をした者については、それぞれ同月十日までに登録すべきことに決定する。

(4)縦覧については、前記により決定した者の住所を記載した、抄本を同月十一日から二十日までそれぞれ縦覧に供する。

尚この期間内に限り異議の申出をすることができます。

(5)登録については、毎年三月三十日及び九月三十日に、「登録すべき者の決定、縦覧、異議の申出」の規定により、登録すべきこととなった者を選挙人名簿に登録します。

以上が改正の大要ですが、この永久選挙人名簿作成に当り六月二十日から六月二十九日までの間に、役場職員が調査に伺いますので、選挙人資格要件を具えた者。

1 日本国民である者

2 昭和四十一年三月二十一日以前より引続き光町に居住している者

3 昭和二十一年十月一日以前に生れた者

は洩れなく調査に応じて下さい。

「税」控除引きあげらる

昭和四十一年度の地方税制改正の一還として、地方税法の一部を改正する法律が今国会で成立し四月一日から施行されましたので、本年度の町税の賦課に当って直接みなさんに関係あるものについてその概要をお知らせいたします。

一、県町民税

個人の県町民税の負担の軽減を図るため、各種所得控除が次のように引上げられました。

1 基礎控除　十万円（改正前九万円）

2 配偶者控除　八万円（新設）

3 扶養控除　控除配偶者がない場合の扶養親族のうち一人については七万円（据置）配偶者の前年の合計所得金額が五万円をこえる場合扶養親族のうち一人については六万円（改正前五万円）その他の扶養親族一人について四万円（改正前三万円）

4 専従者控除の控除限度額青色申告者各専従者につき十万円（改正前八万円）白色申告者、各専従者につき六万円（改正前五万円）

障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲が年所得二十四万円までに拡大されました（改正前二十二万円）

二、固定資産税

土地に対して課する固定資産税負担の均衡化を漸進的に確保するため、従来の暫定措置にかえて、昭和四十一年度から宅地等に対する固定資産税については、昭和三十九年度の評価額が昭和三十八年度分のその額に対する上昇率に応じて三倍未満、三倍以上八倍未満および八倍以上の三段階に区分し、それぞれ前年度分の課税標準額に一、一倍、一、二倍および一、三倍の負担調整率を乗じて得た額によって算定した税額を限度とする負担調整措置が講じられました（農地については従来どおり当町の場合この上昇率は宅地で二、四五倍、山林原野で二、四倍となっていますので大部分は一、一の負担調整率が適用になります。

なお、固定資産税の免税点が土地については八万円（改正前二万四千円）家屋については五万円（改正前三万円）償却資産については三十万円（改正前十五万円）に引上げられました。

三、軽自動車税

下肢又は体幹不自由者に軽自動車税の減免ができることが規定されました。減免を受けられるものは下肢又は体幹不自由のため歩行が著しく困難なもので自ら使用する軽自動車等（一台に限る）であります。該当者は申請書を提出願うことになっておりますので、身体障害者手帳、運転免許証を持参して税務課までお出で下さい。

町道にカーブミラー設置さる

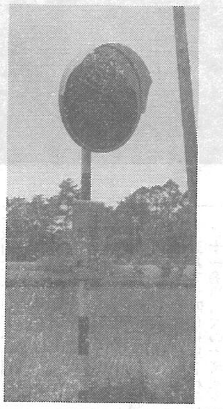

町では激増する自動車、バイク等による交通事故を未然に防止するため、主要町道の見とうしの悪いところ十四カ所に、カーブミラーを設置しました。これは町の長期総合計画の一環として設置されたものであり、なお十数カ所が予定されて居ります。またこの管理につきましては、町民みなさんの御協力を願いたく、特に子供さん達の投石等による鏡面の破損等ないようよろしく御協力下さい。

事業所統計調査　商業統計調査　同時実施

七月一日現在で全国一斉に

事業所統計調査は国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な調査で三年目ごとに事務所、工場、店舗、飲食店をはじめ、学校、病院、神社、寺院、公民館等あらゆる種類の事業所の規模や産業別の構成を明らかにするため行なうもので、いわば日本の産業の見取図を作る調査です。また商業統計調査も基本調査の一つで二年目ごとに行われ、法人組織の商店、個人経営の商店および飲食店についてその分布状況や商業活動の状況を調査し実態を明らかにすることを目的としています。

これらの調査から作られる統計は経済政策、地域開発計画等国や地方自治体の行政施策に欠くことのできない基本的な資料として使われるほか、民間企業の経営上の参考資料等にも利用できるもので産業発展のため特に重要な統計であります。経営者の皆さんにはお忙しいところ恐縮ですが、調査の重要性をご理解いただき、調査員が伺いましたら所期の目的が達成できるよう御協力をお願いします。なお調査員は左記の方々であります。

調査員氏名	担当区域			
	事業所統計		商業統計	
	調査区番号	区域	調査区番号	区域
大木総一郎	1	日吉	1	日吉
布施一郎	2	南条	1	南条
林田重俊	3	東陽一部		
越川惣一	4	〃	2	東陽
大木　忠	5	〃	3	〃
伊藤　実	6	白浜一部	4	白浜
伊橋　実	7	〃		

!!今年も赤十字募金に協力を!!

目標額一四〇、三六二円

日本赤十字募金については毎年皆さんの御協力をいただき、年とともに強化されてきましたが、今後も赤十字に国境なしをスローガンに、尚一層の努力をと、今年は血液事業の整備と災害救護体制の強化及び新興国に対する援助を重点事業として積極的に推進し、これが成果を収めるために、皆さんの理解と協力をお待ちしております。当町でも五月を期し運動を展開しておりますので、この運動に御賛同のうえ、所期目標額達成のため格別の御協力をお願いします。

=投稿=

青年クラブ　執行部

青年クラブをご存じですか。三年前、連合青年団を廃して近代化の名の元に改名スタートした。光町青年クラブ、曲り角の活動から辛うじて脱皮し、前進あるのみの青年クラブ。私どもは今、その仲間を増す運動をしております。

若人の皆さん、私達は今未来を夢みて喜び、悲しむ人生で一番楽しい一番悩み多き時青春です。この青春を青年クラブで謳歌してみませんか？友情の花はそこここに、愛の花はつつましく青春讃歌を歌います。

青春……これは私達だけに与えられし唯一の特権です。人の人生の一生を左右する。人の一生はそこより始まると言っても過言にはならない大事な青春を最大に最良に過しませんか。仲間は待っています。

従来は主に、夏季移動学習のキャンプ、木戸海岸で行なうレクリェーション大会、冬季移動学習の御殿場研修等、これらの仕事が毎年慣例の如く、青年クラブを象徴しているかのように行なわれてきました。それが故に多くの声は青年クラブを娯楽の御殿と呼ばれていた……私達はこんな不名誉な、かえって迷惑な代名詞を葬らなければ……

でも青春時代にはある一種特別な、青春でなければ味うことのできない感情があることを無視することは不可能です。これを無視したら青春は無にも等しいと思います。ですから従来行なわれてきた行事、すべてを否定し刷新することはできません。そこでこれらの行事と、これらの行事では満たされないものを見いだしそれをうまく調和させ、今年はあたらしい輝きのある行事を計画致しました。料理講習会、農産物共進会、交歓会、部落案内標識の設置……そしてより多くの話し合いの場をもうけて、相互の理解と親睦を深めようと思います。

さあ、皆んな手をつないでむかおう我れらの理想とする世界に未来は我れらの手中にあり確く信じて共に歩もうではありませんか。

=寄稿=

心を育てる　南条小学校

現代っ子は、理くつが達者で実行力がなく、責任感、根気力がない、働くことをいやがり人間味がない。と言われています。本校の児童もこの例外ではありませんが近来、徐々に、誰に言われなくとも自分から、休み時間汗を流しながら芝刈り機を押している子。じょうろで花に水をかけている子。放課後職員の作業をみて〃手つだいます〃と、とびこんでくる子。働いている人には〃ごくろうさまです〃と挨拶する子が出て来ております。

どんなきっかけから、こんないい子になったのでしょうか。道聴の時間や学級会活動等或は、家庭教育の中で育てられて来たことも考えられますが「学校環境美化推進校」と県より指定を受けてから〃学校環境は児童の汗と工夫も加えて育てられるべきである〃という考え方から、児童が主体的立場において、環境の美化を推進する機会を多くもっているからだと思っています。〃花を折るな〃〃花壇に入るな〃といくら注意しても、それだけではうるおいのある情操教育は育ちません。言葉で注意するよりもその子、その子に花を栽培させ、花壇を耕させてみることだと思います。自分の植えた草花はかわいいもので、水をかけたり、草をとったり、誰に言われなくても自然とやり出してくる、働くことに喜びをもってくる。こうなれば〃花を折るな〃〃花壇へ入るな〃という注意は必要でなくなる。友だちの花もかわいくなる。水をかけてやろう。私もおてつだいしようということになってくる。

美しい親子関係、兄弟仲よく、勤労を尊ぶ郷土愛等、現代の社会で、最も必要とされるモラルは、一本の草花を栽培し、一本の草花をかわいがる、こんな素朴な気持ちから生まれてくるのではなかろうか。又、こんなささいなことから考えなおすことが大切ではなかろうか。逆に言うならば、一本の草花さえも育てることの出来ない者には、親考行も、勤労を尊ぶことも出来ないのではなかろうかとさえ思われます。

私どもの学校では栽培部をつくり、これを中心に学校ぐるみで花づくり、芝づくりをやっています。一週間に二回は、誰でも手をくだし働くようにしています。学校環境を美化するという目的は、唯単に美しく整えると云うだけではなく、その奥には花壇を耕し、一本の花をつくり、一粒の種をおろすことによって子どもたち自身の心を耕すことをねらいとしています。物心両面の苦労をしながら学校をきれいにするだけが、私共の考える仕事ではありません。学校で育てた苗を各部落の辻に植えよう。学校でとった種を各家庭へまこう。このような方向で学校環境の美化推進をしています。

青少年の健全育成も、複雑多岐で益々目まぐるしくなる実社会をふまえて、もう一度一本の花づくり、美しい環境づくりの運動の心から出発することは、どんなものであろうか。（K・I）

と室への出入りは白衣着用

新年度を迎えて、近く改築を予定されて居る、町営東陽と畜場ですが、今度利用者同業組合の計画と、保健所の適切な指導により、組合が関係者全員に白衣白帽を無償配布し去る六月一日から白衣白帽を着用しないと、「と室」への出入りは禁止された。この措置は、もっとも衛生的に食肉を処理し家庭に供給するために行なわれるものであり、既に関係者は全員協力し実行されて居りますので、町民の皆さんにも何分の御協力をお願いいたします。

いこいの一日をひかり荘で

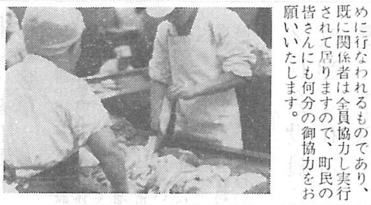

九十九里浜を一眺する尾垂浜の砂丘に成田山本尊上陸地と記念碑があり、ひかり荘はそのそばに建てられています。農休日や、子供たちの夏休にぜひご利用下さい。

申し込みは役場産業課に備えつけの用紙を使って下さい。

よい子の作品

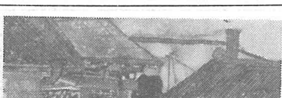

（私の家）東小六ノ二　土屋雅弘

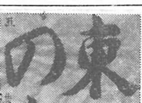

東小五　越川浩一

農業委員の定数決まる

去る十三日の定例議会で農業委員の選挙区は従来どおりの二区域で公選による委員の定数は十七名とし、区分は上部八名、下部九名とすることに決定しなお推せん委員は農業団体より四名、議会より一名それぞれ推せんされ七月十九日に任期満了の次の委員会から総数は二十二名となる。

現在は公選委員は二十名で推せん委員数は十名に比較して総数で八名減となった。

編集後記

梅雨ばれの青空から眩しい陽 [illegible] だ！これから発 [illegible] もどうやら水渦 [illegible] るもと思うとうれ [illegible] モデルケース [illegible] 業構造改善事業 [illegible] 心な努力が完成 [illegible] 続いて下部全地域 [illegible] クタールの圃場整備 [illegible] 業として本年よ [illegible] 豆をまいた本年 [illegible] 田畑が数年先に [illegible] され、近代農業 [illegible] つのも待ち遠し [illegible]（S・H）